令和7年度
江戸川労働基準監督署の行政運営

～働く人と職場の未来をつなぐ TOKYO2025～

安全で健康に働くことができる労働環境の整備に取り組みます

～船堀新川沿いの千本桜と火の見櫓～

管内状況

当署は江戸川区を管轄しています。江戸川区は東京都の最東部に位置し、区内人口は約 70 万人を抱え、区周辺は江戸川をはじめ荒川や中川など豊かな河川と東京湾に面した水辺を有し、全国で初めて親水公園を整備するなど、豊かな水と緑が共生する都市でもあります。

管内の適用事業場数は 14,504 事業場で、170,837 人の労働者が就労しています（令和３年経済センサス活動調査による）。

産業の特徴としては、適用事業場のうち、商業が 32%、飲食店などの接客娯楽業が 9%を占めておりますが、これらの多くは鉄道各駅付近に集中しています。また、ものづくりを支える金属製品製造業などの町工場が 14%立地しています。

区内には東西に５本の鉄道と環状道路や都心に向かう高速道路、主要幹線道路が通っており、こうした交通網は、都心に 15 分程度で行ける立地の良さから道路貨物運送業が盛んで大規模な物流拠点（トラックターミナル）が設置されています。

江戸川労働基準監督署の業務と状況

１　長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

時間外・休日労働時間数が１か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を行います。

また、時間外・休日労働時間が１か月当たり 45 時間を超え、長時間労働が疑われる事業場に対して脳心臓疾患の未然防止のための監督指導を行います。

管理監督者や裁量労働制の適用者を含め全ての労働者の労働時間の把握及び当該把握結果に基づく面接指導、ストレスチェック制度の実施についての履行確保を推進します。

２　中小企業及び令和６年度時間外労働時間上限規制適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策

当署管内の中小企業事業者の皆様や令和６年４月１日から時間外労働の上限規制が適用された建設業、道路旅客・貨物運送業及び医療保健業の事業者の皆様に対して、長時間労働の削減に取り組んでいただくために、労働時間相談・支援班が中小企業事業主団体への出張説明会やハローワークが開催する人手不足分野とされる事業場への説明会への出張説明、監督署での説明会及び個別訪問を実施し、働き方改革関連法をはじめとした労働関係法令や労務管理・健康管理について、きめ細かな周知及び支援等を行います。

また、労働時間相談・支援コーナーにおいては、常時、労働時間相談・支援班が中小企業事業者の皆様からの相談に対応し、法制度の説明や具体的な改善策について、懇切丁寧な対応に努めます。

３　死亡災害等の撲滅及び労働災害の減少を目指した対策の推進

(1) 労働災害の業種別発生状況と労働災害防止対策

令和６年に発生した休業４日以上の労働災害（以下記載する死亡災害や死傷災害の件数は、新型コロナウイルス感染症のり患による災害件数を除くものとする。）は 477 人で、前年より 18 人減少しました。業種別にみると、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）が最も多く 86 人、次いで、商業 80 人、建設業 65 人、社会福祉施設 56 人、製造業 35 人の順で発生しており、

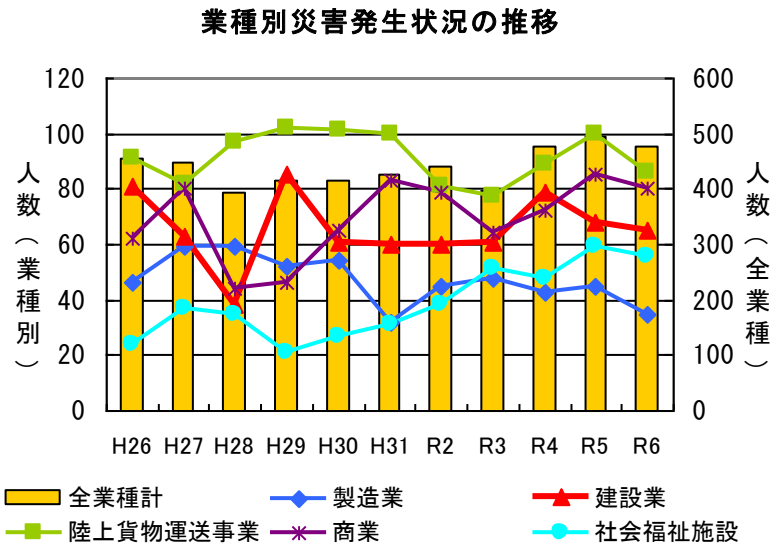

死亡災害については、令和６年は発生しておりませんが、令和５年は２人（建設業と陸上貨物運送事業）、令和４年は５人（主に建設業）でした。

【第 14 次労働災害防止計画（江戸川署）】

当署では、令和５年度からの５年間の本計画において、「死亡災害を発生させない」「2027 年の休業４日以上の死傷災害を 453 人以下（５％以上減少）とする」ことを基本目標に挙げ、重点業種である陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）、建設業、製造業のほか、

事故の型として最も多い「転倒災害」の防止のため、商業、社会福祉施設に対する各種指導の実施等に取り組みます。

⑵　化学物質等による健康障害防止対策の推進

職業ガンなどの職業性疾病を防止するため、化学物質を取り扱う事業場に対しては、重点的に臨検監督等を行い、ばく露の防止、管理の徹底について指導を行います。

また、化学物質による健康障害防止対策の推進のため、令和６年４月全面施行となった「新たな化学物質規制」の内容を指導・周知し、対策の定着を図ります。

⑶　健康確保対策

当署管内の労働者数 50 名以上の事業場における定期健康診断結果の有所見者数の割合は 61.9%で、全国及び東京の平均値を上回っています(全国 59.26%、東京 56.62%)。

また、ストレスを感じる労働者の割合も増加していることから、メンタルヘルス、心身の健康づくり、快適な職場づくりの取組みについて推進を図ります。

引き続き、健康づくりを推進する「健康づくり研究会」(東京労働基準協会連合会江戸川労働基準協会支部と共催）を運営し、セミナー等の講習会も開催します。

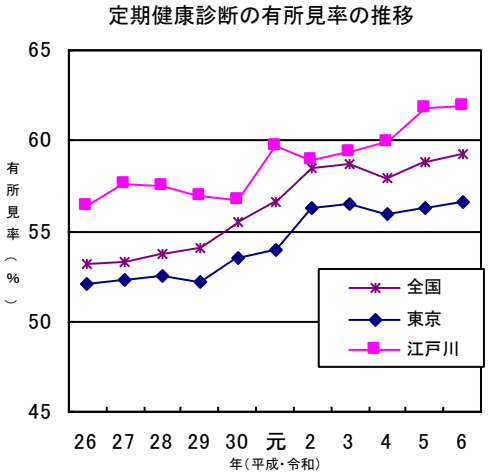

４　一般労働条件の履行確保・最低賃金の周知

⑴　一般労働条件の履行確保対策

①　労働相談及び申告への対応

令和６年に寄せられた労働相談は 8290 件でした。

相談内容は、賃金不払 1224 件、労働時間制度等 948 件、年次有給休暇 648 件、就業規則 340 件、解雇 710 件でした。

このうち労働基準法等の法令違反に関する申告の受理件数は101件で前年より16件増加しました。

申告内容は、賃金不払が最多の 72 件、次いで解雇が 15 件でした。

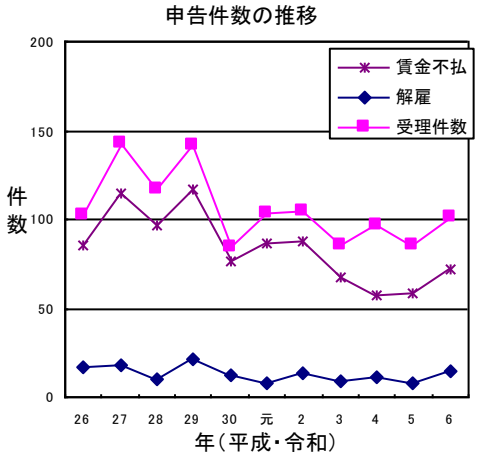

②　事業場に対する監督指導

令和６年度に監督指導を実施した事業場数は 656 件でした。そのうち 378 事業場で法違反が認められ、違反率は 57.6%(前年度 55.9%)でした。

今後も労働基準法、最低賃金法等の履行確保のため、長時間労働の抑制や賃金不払残業の解消をはじめ、一般労働条件確保改善対策の推進を図ってまいります。

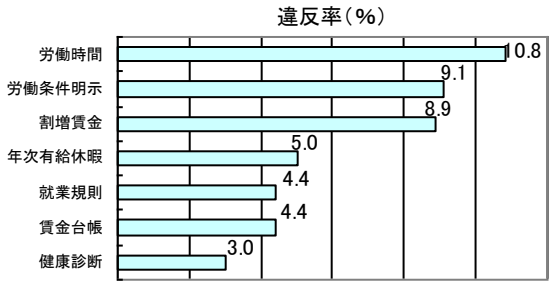

⑵　最低賃金額の周知

令和６年 10 月１日から、東京都最低賃金は**時間額 1,163 円**となっています。

最低賃金は高齢者、パート、学生アルバイトなど働くすべての人に適用されます。

最低賃金額は、原則毎年 10 月に改正されるのでご確認ください。

また、生産性向上（設備・人への投資等）への支援として、賃金引上げと設備投資等を行った場合に助成する業務改善助成金や働き方改革推進支援助成金のほか、非正規労働者の基本給の賃金規定等を増額改定した場合に助成するキャリアアップ助成金などの環境整備に役立つ支援策についてもご案内しておりますので、ぜひご活用ください。

【イラスト協力】江戸川区商店街連合会
「商売繁盛エドレンジャー」

５　迅速・適正な労災補償業務の推進

労働保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用されます。そのうち労災保険は、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷、疾病に対して保険給付を行う制度です。

令和６年度の職業性疾病（熱中症を除く）に関する請求件数は 40 件、うち脳心臓疾患３件、精神疾患 15 件、石綿関連疾患 13 件でした。

引き続き、労災保険の請求に対し、迅速・適正な処理を行い、労働保険の適用については、未手続き事業場の解消を図ります。

職業性疾病に関する請求件数の推移

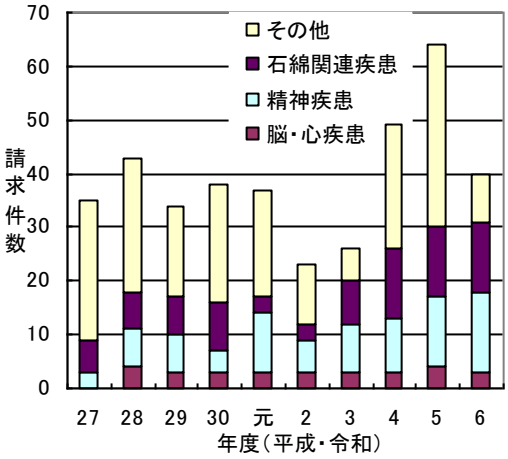

上記のほか「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づき、賃金引上げに向けた環境整備や同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組にも対応することとしています。

江戸川労働基準監督署の組織

第1･3方面 （監督関係） （０３）６６８１－８２１２	一般労働条件確保に関すること ・賃金不払等法違反の申立て(申告)や労働条件相談の対応 ・重大，悪質な事案に対する司法処分(送検等) ・就業規則，時間外労働協定等各種届の審査及び受理 ・労働時間の相談及び支援業務
第2方面 （安全衛生関係） （０３）６６８１－８２１３	労働災害防止・健康管理に関すること ・建設工事の計画届，足場等の設置届の受理及び審査 ・労働者死傷病報告，健康診断結果報告等の受理 ・健康管理，健康増進に関する周知指導 ・労働災害の調査
労災課 （労働保険関係） （０３）６６８１－８２３２	労働保険の適用・徴収，労災保険の給付に関すること ・労働保険の加入，保険料の徴収 ・労災保険の給付の決定（石綿救済法を含む） ・その他労災保険に関する相談
業務課	庶務・会計等に関すること ・庶務及び会計等の業務
総合労働相談コーナー （０３）６６８１－８１２５	総合労働相談に関すること ・労働基準法や個別労働紛争についての相談

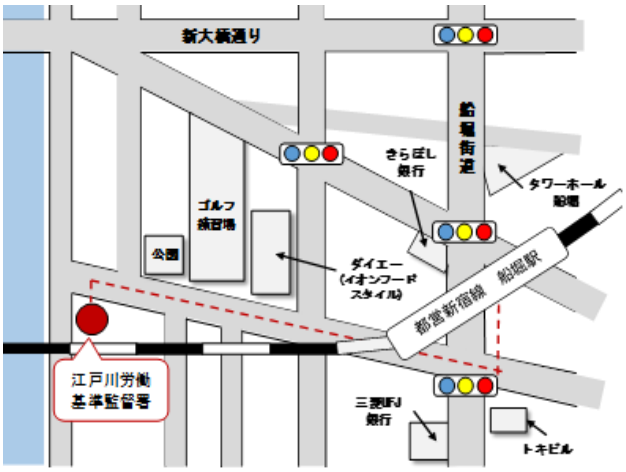

江戸川労働基準監督署

〒134-0091　東京都江戸川区船堀 2-4-11
（都営新宿線船堀駅から徒歩７分）

東京労働局ホームページの「江戸川労働基準監督署からのお知らせ」には、各種情報を掲載しております。是非ご覧ください。

QR コード▼

（令和７年４月）